

相談

専門家に相談しませんか
「こころの健康相談」

不眠・引きこもり・痴呆・拒食・過食・アルコール依存・ギャンブル依存・抑うつ・統合失調症(旧称:精神分裂病)などの、本人や家族の悩みに専門家が応じます。

日時 6月16日(水)・11月17日(水) 受付時間 13時～15時

場所 ゆとろ(西町)

担当 精神科医師、保健師

料金 無料

申込・問合せ 電話による事前予約が必要です。(江別保健所精神保健福祉係・☎011-383-2111)

その他 月に1回の江別保健所での「こころの健康相談」も利用可能です。同保健所までお問い合わせください。



子育て

傍聴できます
「子育て行動計画策定委員会」



町では安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する「当別町子育て行動計画」を策定します。

委員会での意見交換を重ね、町民のみなさんの声が反映された計画づくりを進めます。

会議は公開していますので、傍聴してみませんか。

日時 5月20日(木)19時(2時間程度)

場所 ゆとろ(西町)

議題 計画の基本方向の検討

詳細 福祉部子育て担当(☎3-3024)

手続きを忘れてはいませんか？

有料道路の障害者割引制度が改正されました



詳細は福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎3-3019)

◆現在「障害者有料道路通行料金割引証綴」をお持ちの方。

5月31日で使用できなくなります。継続を希望する方は、この日までに新たな申請手続きが必要です。

◆対象者はつぎの方。該当者は連絡ください。

- ①本人運転の場合～身体障害者手帳の交付を受けている全ての方
- ②ご家族や介護者が障害者のために運転される場合～身体障害者手帳「第1種」または療育手帳「A」判定の交付を受けている方

※この制度はETC(自動料金支払システム)での利用も可能ですのでお問い合わせください。

検診

受診しましょう
女性がん検診・骨粗しょう症検診

町では、次の検診を実施します。事前に電話か窓口で申し込みの上、受診してください。

女性がん検診・骨粗しょう症検診

■集団検診：バスで検診センターまで送迎します。

◎受付会場と日程

ゆとろ(西町)～5月11日(火)・6月10日(木)・7月7日(水)
西当別コミセン(太美町)～6月11日(金)・7月8日(木)

◆検診の自己負担額が変わりましたので、ご注意ください。◆

検診項目	対象	一般	町国民健康保険加入者
胃がん検診	35歳以上	1,400円	700円
結核検診(レントゲン)	15～39歳	無料	無料
肺がん検診(レントゲン)	40歳以上	400円	200円
”(喀たん検査)	希望者	700円	350円
大腸がん検診	40歳以上	600円	300円
子宮ガン検診(頸部)	30歳以上	1,600円	800円
”(体部)	希望者	700円	350円
乳がん検診(視触診)	30歳以上	900円	450円
”(マンモグラフィー)※2年に1回	40歳以上	800円	400円
骨粗しょう症検診	30～59歳	400円	200円

婦人科超音波検査を希望の方は、ご相談ください。生活保護を受けている方は無料。

◎受付時間 7時20分～8時

■個人で検診センターへ行き受診

◎受付期間 3月31日(水)まで

◎受付時間 8時30分～11時、13時～14時(胃がん検診は、午前中のみ)

【検診機関】 北海道対がん協会札幌検診センター(札幌市東区北26条東14丁目)

【検診内容・料金など】 表のとおり

▼申込・問合せ 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内・☎3-2346)



制度改正



改正されました 町福祉タクシー助成利用制度

4月1日から、「当別町福祉タクシー利用券」交付対象者の範囲が、一部改正となりました。

新たに、申請書の提出が必要となりますので、交付希望の方は、手続きをしてください。

対象者 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、**所得税非課税世帯**（所得金額より控除額が多いなどの理由で**所得税が課税されない世帯**）の方。

対象者の判定基準 平成16年4月1日～6月30日までは、平成14年分の所得額で判定。

平成16年7月1日交付分からは15年分の所得額で判定。

その他（課税状況などに変化があった場合は問い合わせ願います。）

・14年分は所得税課税世帯であったが、平成15年分は非課税世帯となる方。

・世帯員の異動などで、すでに非課税世帯に変更になった方。

詳細・問合せ 福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎3-3019）

制度改正

児童手当支給年齢が拡大 受給希望者は申請を

児童手当制度が改正され、4月1日から支給対象年齢が、小学校3年生修了前（9歳到達後最初の年度末）までに拡大されます。

新たに受給対象となるお子さんを持つ保護者の方は、福祉部子育て担当（公務員は勤務先）で、認定請求などの手続きを行ってください。

なお、9月30日までに受け付けた改正に伴う新規請求などに限り、特例的に4月1日または支給要件に該当した日にさかのぼって支給されます。

1 引き続き受給できる方～平成16年度小学校に入学したお子さん（平成9年4月2日生～平成10年4月1日生）の保護者

手続きは必要ありません。ただし、児童手当を受給していない方で、受給資格がある場合は、認定請求が必要です。

2 請求が必要な方～平成16年度小学校2・3年生のお子さん（平成7年4月2日生～平成9年4月1日生）の保護者

現在、児童手当を受給していない方は認定請求が必要です。現在すでに小学校入学前のお子さんの児童手当を受給されている方は、額改定認定請求が必要です。

所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されないことがあります。

詳細・問合せ 福祉部子育て担当（「ゆとろ」内・☎3-3024）

相談

子育ての悩み「巡回児童相談」 を利用してください

「巡回児童相談」は、子育てに関する相談窓口です。お子さんのより良い成長のため、是非ご利用ください。（事前申し込みが必要。）

開催日 6月29日（火）

場所 ゆとろ（西町）

相談内容 しつけ、言葉の発達、精神発達などのあらゆる相談。

相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司と心理判定員

申込期限 6月11日（金）

その他

相談人数に制限があります。

（申込状況により、相談が受けられない場合もあります。）

相談時間は、申込者の事情などを考慮しながら決定します。（場合によっては、学校の授業時間中に設定されることもあります。）

申込・詳細 事前に福祉部子育て担当（「ゆとろ」内・☎3-3024）へ。



検診

希望者は受診できます エキノコックス症検診

町では「エキノコックス症」の予防対策として検診を行います。

「エキノコックス症」はエキノコックスという寄生虫により主に肝臓が侵される病気です。

キツネや犬に寄生している寄生虫の卵は糞と一緒に排泄されます。その卵に汚染された山菜や沢水を直接口にしたり、卵が付着した手指を介して感染します。

キツネに触ったことがある方、犬を飼っている方（室内犬を含む）、山菜取りやキャンプなどをする方は積極的に受診しましょう。

希望する方は最寄りの会場で受診してください。

対象 小学3年生以上で過去5年以内にエキノコックス症検診を受けていない方。

日程・会場

6月21日（月）

南部地域会館（蕨岱町）

6月23日（水）

中小屋会館（中小屋）

6月30日（水） ゆとろ（西町）

時間 17時～18時

料金 無料

検査方法 血液検査

詳細 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎3-2346）

検診の



お知らせ